

(案)

令和8年度 三木ホースランドパーク  
エオの森研修センター等  
夜間業務委託契約書

令和8年度 三木ホースランドパーク  
エオの森研修センター夜間業務委託契約書（案）

公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会（以下、「甲」という。）と  
\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）は、甲を委託者、乙を受託者として次のとおり令和8年度 三木ホースランドパークエオの森研修センター夜間業務委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は乙に対し、別紙のエオの森研修センター等夜間業務委託仕様書に記載の業務（以下、「業務」という。）を委託し、乙は受託する。

（契約の範囲）

第2条 乙は善良なる管理者の注意をもって業務を実施するものとする。業務の内容は、甲乙の協議により変更されることがある。

（秘密の保持等）

第3条 乙は業務に対し、その内容及びそれにより知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また、契約終了後においても前述のとおり漏洩してはならない。

（契約期間）

第4条 この契約の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約料）

第5条 契約料金については下表のとおりとする。

契約料

区分	員数	単価（税込）
宿泊がある場合の1名当たりの単価	2人体制	円
宿泊がある場合の1名当たりの単価	1人体制	円
宿泊がない場合の1名当たりの単価	1人体制	円

（支払い）

第6条 乙は前条に定める契約料の単価に勤務人数を乗じ、毎月末日を締め日とし、翌月15日までに甲に請求するものとする。甲は請求のあった日から30日以内に乙が指定する口座へ支払うものとする。

乙の指定する口座

金融機関名	
口座番号	
口座名義	

(業務施設等の使用許可)

第7条 甲は、乙が業務を履行するにあたって必要な施設及び設備について、無償にて使用を許可するものとする。乙は甲に帰属する契約の履行に必要な施設及び設備を借り受けた場合、適切な管理をしなければならない。

(業務責任者)

第8条 乙は、業務の履行に当たり業務責任者を選任し、次の職務を行わせるものとする。

- (1) 乙の従業員の配置
- (2) 業務履行に関する甲との連絡及び調整

(規律維持)

第9条 乙は、乙の従業員の教育指導に万全を期し、秩序及び風紀の維持に責任を負うものとする。

(労働法上の責任)

第10条 乙は乙の従業員に対する雇用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険法令、その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって労務管理を行うものとする。

(遵守事項)

第11条 乙は、次の各号を遵守するとともに、これに違反して発生した甲の損害についてはこれを賠償しなければならない。

- (1) 施設内において、甲の指定する場所以外では喫煙及び火気を使用してはならない。
- (2) 施設内において、乙の業務上必要の無い場所に立ち入り、または業務の実施に必要なない施設、設備に触れてはならない。

(損害賠償責任)

第12条 乙は業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により、甲若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定した事由が発生したときは、乙は速やかにその結果を甲に文書をもって報告しなければならない。

(免責事項)

第13条 天災その他、不可抗力の事由により乙の契約履行が不能または困難となった場合、甲が被る損害については、乙はその責任を負わないものとする。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第14条 乙は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないことを表明し、現在及び将来において次の事項に該当していることを保証する。

(1) 役員等（役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含む。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者（以下「暴力団関係者」という。）がいないこと。

(2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下これら三者を「暴力団等」と総称する。）が経営に関与していないこと。

(3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資など便益を受けていないこと。

(4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していないこと。

(5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を一切有していないこと。

2 甲は、乙につき前項の規定に反すると疑う事実のあるときは、乙に対し当該事項に関する報告を求めることができ、乙は、当該報告を求められた場合、甲の指定する期間内に、甲に報告書を提出しなければならない。

3 甲は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、即時この契約を解除し、解除によって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

(1) 乙が第1項の保証に反し、又は反すると疑うに足りる相当の理由があると

(2) 乙が前項の規定に反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

(権利義務譲渡の禁止)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務の一部もしくは全てを第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

(契約の解除)

第16条 甲または乙が次の各号の一に該当したときは、それぞれ相手方は何等の予告なく直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1) 契約の遵守勧告若しくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、その後も本契約に定める事項に違反し、または履行を怠ったとき。

(2) 財産上の信用に係る差押え、競売、強制執行、延滞処分を受けたとき。

(3) 破産、和議、会社整理、会社更生の申立があったとき。

2 甲または乙が前項以外の事由により、契約期間中に本契約を解除しようとするときは、その6カ月前までに書面をもってその旨を通知し、甲乙協議する。

(協議)

第17条 この契約書に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、誠意をもって甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

甲 兵庫県三木市別所町高木三木ホースランドパーク  
公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会  
理事長 佐野 健吉

乙